令和6年度上半期（R6年4月1日～R6年9月 30 日）相談件数

【県】

相談内容の類型 / 受付機関	行政機関等			事業者			雇用の分野に関するもの	その他	R6年上半期計	R5年度計
	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備				
県障がい福祉課	0	0	0	1	0	0	2	32	**35**	71
県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**	3
県警察本部	0	1	0	0	0	0	0	0	**1**	2
計	0	1	0	1	0	0	2	32	**36**	76

【市町】

相談内容の類型 / 受付機関	行政機関等						事業者			雇用の分野に関するもの	その他	R6年度上半期計	R5年度計
	不当な差別的取扱い		合理的な配慮		環境の整備		不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備				
	一般行政	教育委員会	一般行政	教育委員会	一般行政	教育委員会							
市町	0	0	0	6	0	0	5	3	0	0	1	**15**	28

資料 1－2

【障がい者団体】

受付団体	行政機関等			事業者			雇用の分野に関するもの	R6年度上半期計	R5年度計
	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備			
三重県障害者団体連合会	0	1	0	0	0	0	1	**2**	5
三重県知的障害者育成会	0	0	0	0	0	0	0	**0**	0
三重県精神保健福祉会	2	0	0	0	0	0	0	**2**	14
三重県視覚障害者協会	0	0	0	0	0	0	0	**0**	2
三重県聴覚障害者協会	1	0	0	0	0	0	0	**1**	4
三重難病連	0	0	0	1	2	0	3	**6**	2
計	**3**	**1**	**0**	**1**	**2**	**0**	**4**	**11**	27

2 相談内容

・車いす使用者が今までは車を運転していたが、足のけいれんにより運転できなくなった。福祉運送タクシー業者を利用したいが、免許返納手続きなど諸手続きが必要になり、急な用事の時だけでも利用したいときに福祉タクシー（1割負担）が利用できないか。行政のそのつどの証明書のみでも一時的に利用できないものか。自動車税などの免除をうけているので無理との対応である。

・障害者雇用で企業に働いているが、一緒に働いている人とコミュニケーションがうまくとれず、周期的に自分を追い詰めてしまう。職場の事はジョブコーチに相談して職場で話し合うようにすすめる。

・高齢盲ろう者本人が勤めている施設からいきなり辞めて欲しいと言われた。盲ろう者に対する配慮が無理。施設側と本人と社協と同席し、話し合った。結局、退社になり、本人が働ける別の施設に変わることができた。

・難病のほかに発達障害、身体障害（6 級）などもある。屋外での作業が中心だが、熱中症、脱水症などの恐れもあるので、室内での作業に配置転換してくれるよう要望しているが一向に聞き入れてくれない。

・病気により体の痛みの症状がある。職場に申し出てフルタイムの仕事から時短の仕事に、また坐り仕事に替えてもらった。

・病気のため水分補給が欠かせない。発症するまでは屋外での現場作業が中心だったが、病気のことを上司に伝えたところ、室内の作業に配置転換してもらった。